

ユニフォームの広告に関する細則

- 1 この細則は、財団法人日本ハンドボール協会の主催大会、共催大会において競技する選手のユニフォームの広告に関する細部を定めるものである。各チームは、広告協賛をユニフォームに表示することができる。各チームは協賛スポンサーと交渉し、この細則に従い、広告料を本協会に納入する。
- 2 ユニフォームとは、シャツ、ショーツを指す。同一広告の表示はトレーニングウェアにも表示することができる。
- 3 広告には、ユニフォームの製造メーカー及び、広告協賛を希望する広告媒体のロゴ、文字を含む。
- 4 製造メーカーのロゴ又は文字の大きさは、以下のように定める。
 - (1) シャツ・・・片方の胸に 20cm^2 を超えないこと。
 - (2) ショーツ・・・前面に 12cm^2 を超えないこと。
 - (3) 靴下・・・各足に 12cm^2 を超えないこと。
- 5 製造メーカーのロゴ、または、文字は、上記の大きさ以内であれば広告料は徴収しない。
- 6 広告は、(財)日本ハンドボール協会に申請、登録後、シャツ、および、ショーツにロゴ、又は、文字をつけることが出来ることとし、シャツの前面、後面に合計3ヶ所までつけることが出来ることとする。なお、1ヶ所に1広告媒体とする。その大きさは、以下のように定める。
 - (1) シャツ・・・前面上部は1ヶ所とし、 300cm^2 を超えないこと。
背中は番号の上部又は下部に2ヶ所までとし、それぞれ 200cm^2 を超えないこと。
左袖は1ヶ所とし、 30cm^2 を超えないこと。
 - (2) ショーツ・・・後面に1ヶ所のみとし、 300cm^2 を超えないこと。
- 7 広告以外のものを取り付ける場合は、この基準に準拠すること。
- 8 国民体育大会は、この広告をつけたユニフォームを着用することはできない。
- 9 広告料は、いずれの箇所も同一料金とし、以下の通りとする。

自チーム関連広告・・・	50,000 円
それ以外の広告・・・	100,000 円
- 10 この細則の改廃は、(財)日本ハンドボール協会理事会で決定する。
- 11 この細則は平成12年6月10日より施行する。